



# パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 9 7 2 0 1 3 年 0 3 月 0 7 日

## エチオピア:新商標規則の公告

エチオピアにおいて2006年7月7日公布の2006年商標法に係る新規則が2012年12月24日付けで公告されました。

新規則の主な規定は以下の通りです。

- \* 権利期間を6年から7年にし、同期間の更新ができる。
- \* 優先権主張ができる。
- \* 異議申立期間は60日とする。
- \* 3年以上の不使用が立証された場合、登録商標は取消される。
- \* 新規出願には委任状(要領事認証)及び本国登録証明書が必要である。

新規則の最も必要な点は2012年12月24日前に出願されたケースの取り扱いです。まだ不明な点がありますが、2006年7月7日前に出願されたケースは全て再出願しなければなりません。エチオピア特許庁は再出願に関して18ヶ月間の優先期間を設けています。現在のところ、この優先期間は2012年12月24日から2014年6月24日までです。但し、エチオピア特許庁はこの期間についてまだ確定しておりません。

再出願に必要な書類は新規出願と同じです。本国登録が失効している場合は、他の国の登録証明書を提出することができます。

2006年7月7日又はそれ以降に出願されたケースは権利期間が6年から7年に拡大されますが、変更手続きが必要になります。かかる変更は2012年12月24日時点で係属中の出願にも適用されます。

エチオピア特許庁は上記変更を要する登録リストを発行する予定で、リストに掲載されていない登録は再出願が必要となります。まだ不明な点があり、また必要書類や期限が変更される可能性があります。更なる情報は入手次第お知らせします。

(情報提供:LYSAGHT & CO.)